

患者の暴言、暴力等への 対応方法

令和4年6月1日実施

令和4年度国公立大学附属病院医療安全セミナー

中村・平井・田邊法律事務所

弁護士

平 井 利 明

※ 以下の内容は当職の個人的な見解を含むものであり、また、事案の個別性も大きいこともあり、実際の対応に際しては、各病院ごとに顧問弁護士等に意見を求めている。 1

人を傷つける行為

- 腕を包丁で切りつけ → 犯罪

刑法 204条（傷害罪）

- 医師：開腹術
- 看護師：注射
- 薬剤師：調剤（毒性あり）

なぜ許される？

例えば、**医師**による**侵襲**行為

法令又は**正当な業務**による**行為**は、**罰しない** 刑法35条

医師でなければ、

医業を

医業の独占 (医師法 17条)

なしてはならない。

違反→ (3年以下の懲役 or、and 100万円以下の罰金)

- **薬剤師法** 19条

薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で**調剤**してはならない。

- **保健師助産師看護師法** 31条1項

看護師でない者は、第5条に規定する業をしてはならない (参照: **傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助**)

良質な医療などの提供の義務(医療法1条の2 1項)

医療は **生命の尊重** と **個人の尊厳の保持**

を旨とし

医療の **担い手** と医療を **受ける者**との **信頼関係** に基づき

及び 医療を受ける者の **心身の状況** に応じて 行われる

応招義務（診療等の義務）（医師法19条1項）

医師は

診察治療の求があつた場合

正当な事由がなければ

拒んではならない。

求められる医療をそのまま提供する義務ではない。
提供する医療の内容は、医師が最終的に判断する。

異常と思える行為がある場合
⇒ 原因解明の 必要性・重要性

- 無理 を言う
 - 威嚇的な態度 をとる
 - 指示に 従わない
- 等の行動あり

→ 医療の重要性・必要性
医療を提供しないときの
デメリット
などを 考える必要性 あり。

→ 「異常行動に及ぶ理由」を できるだけ「解明」
「原因の除去」に向けた「努力」により
医療提供への 環境構築 が
できる ことはある。

犯罪行為を我慢する必要はない。
傷害罪 ・ 暴行罪

身体を**傷害**した

懲役15年以下 or 罰金50万円以下(刑法204条)

暴行を加えたが

傷害するに **至**らなかった

懲役2年以下 or 罰金30万円・拘留・科料(刑法208条)

※ 暴行：人の**身体**に向けた **有形力**の行使

▪ 身体に**当たる**ことは **必ずしも必要** ではない。

※ **耳元**で**拡声器**を使って**大声**を出し、その結果、**体調不良**とさせた場合には **傷害罪**が**成立**する

脅迫罪 ・ 強要罪

(自分もしくは親族の) 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し

【脅迫】 害を加える旨を告知 して 脅迫

懲役2年以下 or 罰金30万円以下(刑法222条)

【強要】 害を加える旨を告知して脅迫し or 暴行を用いて
人に 義務のないこと を行わせ or 権利の行使 を 妨害

懲役3年以下(刑法223条) 未遂も

※ 程度問題だが 権利行使の場合でも 犯罪となり得る

※ 医療過誤(過失あり)によって 患者に傷害を負わせた →
民法上は 相手方の損害に対する賠償は、金銭支払いで行うものとされる。

恐 喝 罪

恐喝して

財物を交付させた

財産上不法の利益を 得 or

※ 例えば、診療報酬請求権を免れさせる等

他人にこれを得させた

懲役10年以下(刑法249条) 未遂も

※ 損害賠償請求権等があっても、
社会的相当性を超える請求の場合 恐喝罪は成立しうる。

信用毀損罪 ・ 偽計 or 威力業務妨害罪

虚偽の風説を流布し(=虚偽の情報を広める)

偽計を用いて (＝偽りの手段を用いる)

⇒ 信用を毀損 or 業務を妨害

懲役3年以下 or 罰金50万円以下(刑法233条)

威力を用いて

業務を妨害した

上記同様(刑法234条)

※ 被害者には、病院(法人)等が含まれる

名誉毀損罪 ・ 侮辱罪

公然と **事実を摘示**し、**人の名誉を毀損**した
その事実の有無にかかわらず

懲役or禁錮3年 or 罰金50万円以下(刑法230条1項)

- ※ 示された事実が**真実**であっても犯罪は成立しうる
- ※ **病院(法人)**等の名誉が侵害された場合も含む
- ※ **公益目的等の場合**は犯罪が成立しないことがある

事実を摘示しなくても

公然と人を**侮辱** 拘留(30日未満)or科料(1万円未満)(刑法231条)

- ※ 刑が軽すぎる？ 現在、改正法が国会で審議中(5/23現在)
- ※ 改正後は、表現の自由に対する抑止効果が強すぎる？

住居侵入罪・不退去罪

正当な理由がないのに

人の住居 or 人の看守する邸宅、**建造物等に侵入**

※ 病院等も含む

※ 不正な目的での立ち入り ⇒ 正当理由がない

要求を受けたにもかかわらず

これらの場所から退去しない

※ 退去を求める権限が必要

※ 施設管理権者(院長等)から**現場への権限付与必要**

懲役3年以下 or 罰金10万円以下(刑法130条)

強制わいせつ罪・迷惑行為

13歳以上の者に対し

暴行又は脅迫を用いて わいせつな行為をした

懲役6月以上10年以下(刑法176条)

※ わいせつ行為に該当しなくても 暴行罪・脅迫罪などに該当することがある

★ わいせつ・卑わいな発言の場合 は？

各自治体が定める 迷惑行為防止条例 に違反する可能性

例 : 東京都: 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

正当な理由なく、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような行為であつて、次に掲げるもの

人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、卑わいな言動をすること
懲役6月以下 or 罰金50万円以下(第5条1項)

※ 名誉き損あるいは侮辱にあたる場合もあり得る

器物損壊罪

- 他人の**建造物**を**損壊**した者

懲役5年以下(刑法260条)

- 他人の**物**を**損壊**し or **傷害**した

懲役3年以下or罰金30万円以下or科料(刑法261条)

※ 建物や物の**所有者**や**管理権限者**(占有権限)

公訴提起については**親告罪**(刑法264条)

犯罪に該当しない場合であっても

社会的(特に医療環境下)に許されない行為は **禁止等出来る。**

病院管理者の **施設管理権** に基づいて
ルールを定めて **それに従わせる**ことが可能

但し、**医療機関の社会的意義**を考えると
一定の限界がある。

なお

医療従事者や病院職員への**現場対応への権限付与**
の必要性

退去を求める場合

警察への被害届出や**告訴**の場合 など

院内掲示について(権限付与も含む)(骨子)

- ① 病院は多くの方が利用する場所
- ② 診療行為はリスクのある行為でもあり患者に不利益の及ぶ場合もある。

A: 病院の規則や社会的ルールを守ること

B: 他の患者等に迷惑をかけないこと

C: 診療、検査や病院施設利用等には

医師・看護師等医療従事者や病院職員の指示、指導等に従うこと

患者本人あるいは家族や付添者が、規則などを守らず、指示、指導等を守らない場合

⇒ 医療従事者や病院職員等が入館を断り、診療も断る場合がある。

犯罪行為等と判断する場合には、警察に通報することがある。

病院長

侵襲行為と信頼関係

(医療法1条の2 1項)

医療の担い手 と 医療を受ける者 との
信頼関係 に基づき、

及び医療を受ける者の 心身の状況に応じて 行われるとともに

侵襲行為 は 信頼関係が基礎に？

侵襲行為 ⇒ 互いの信頼関係・協力関係がないと 難しい

副作用や合併症のリスクは否定できない

信頼関係の構築できる 医療機関への受診を勧める

医療行為が持つリスクの低減に役立ち

⇒患者のメリットは少なくないはず。

(但し、緊急性などを考慮すべき)

従って、直ちに、診療を拒否するものでは無く
理由を説明して、他院の受診を勧めることは
医師法19条に違反するものではないと思われる。

組織的対応 の 必要性

主治医・担当医に説明させろ、主治医に元の状態に戻させろ等の強硬な要望などの見られることがある。

⇒ 誰に対応させるかは、**病院が決定** できること。

例えば

事故を発生させた **担当者の変更** も
積極的に視野に入れる。

事故を起こした責任者だから最後まで面倒を見るべしとの方針

⇒ **適切でない**場合も **少なくない**ように思われる

応招義務をはじめとした診察治療の求めに対する 適切な対応の在り方等について

医政発1225第4号 令和元年12月25日厚生労働省医政局長通知

迷惑行為の態様 に照らし

診療の基礎となる 信頼関係が喪失 している場合(※)
新たな診療を行わないことが 正当化 される。

※ 診療内容そのものとは関係ないクレーム等を繰り返し続ける等

【緊急対応が必要な場合(病状の深刻な救急患者等)】

① 診療時間内・勤務時間内

事実上診療が不可能といえる場合にのみ、診療しないことが正当化される

専門性・診察能力、当該状況下での医療提供の可能性・設備状況、他の医療機関等による医療提供の可能性(医療の代替可能性)を総合的に勘案しつつ、

② 診療時間外・勤務時間外

応急的に必要な処置をとることが望ましい

※ 診療所等の医療機関へ直接患者が来院した場合、
必要な処置を行った上で、
救急対応の可能な病院等の医療機関に対応を依頼するのが望ましい。

(犯罪の可能性があると判断される場合について)
警察への相談等

一番頼りになるのは **「警察力」**

医療機関が犯罪に巻き込まれる**リスクの高い**ことを理解している
警察関係者は少なくない

事前に 相談 する

警察の迅速な初動が期待できる。

警察内部での**申し送り**が期待できる

※ 犯罪が予想される行為者等の

同意なく**個人情報**の提供が可能。

警察のアドバイスを受けておくことによる**予防**や**早期対応**

なお、告訴、告発、被害届出の違いがある。

仮処分等法的手続き(裁判手続)

裁判手続は結果が出るまでに**時間**がかかる。

迅速な 対応が必要な場合

⇒ 「**仮処分申請**」(**裁判所の命令**)

例: 自らまたは第三者を使用して、
病院に立ち入ってはならない。
病院と面接、架電、手紙、電子メール
などの方法で直接に連絡・交渉することを強要してはならない。

裁判所の命令への違反 ⇒ 警察も動きやすい

民事保全法第23条2項 (仮の地位を定める仮処分命令)

著しい損害 又は **急迫の危険を避けるため** **必要とするとき**

発令に際して

保証金の供託等を求められることが原則

⇒ お金の用意が必要

警察や裁判所への説明のためには。

警察や裁判所に納得してもらうためには

証拠（資料化）が重要となる。

録画（防犯カメラを含む）、録音等を検討する
（相手の同意は原則として不要）

そのほか、記録として残す。

ご静聴ありがとうございました。

- 本日の講演内容等に関してご質問やご意見等がありましたら、以下の連絡先にご連絡等をいただければ助かります。

弁護士 平 井 利 明

nht.law@iris.ocn.ne.jp (事務所共用)

中村・平井・田邊法律事務所

弁護士 中 村 隆

弁護士 平 井 利 明

弁護士 田 邊 昇

弁護士 武 輪 耕 世

弁護士 荒 井 雄 作

〒530-0047

大阪市北区西天満2丁目8番1号大江ビルディング512号室

電話 06-6365-0251 Fax 06-6365-7621